

平成29年8月1日から

中間検査申請書に壁量計算書等の 添付が必要になります。

建築基準法第6条第1項第四号に規定される建築物で、50㎡を超える木造の一戸建ての専用住宅（併用住宅及び長屋住宅）について、滋賀県下の各特定行政庁では建築基準法施行規則第4条の8第1項に基づき定める添付図書として壁量計算書等を建築基準法施行細則で定めました。

中間検査時まで壁量計算書等の内容をチェックしていただくとともに、検査時に筋かいや金物等が設計図書どおり施工されているかの確認を行っていただきますようお願い申し上げます。

1 対象建築物

法第6条第1項第四号の木造建築物で、新設部分の延べ面積が50㎡を超える一戸建ての専用住宅（併用住宅及び長屋住宅）

2 適用時期

確認申請の受付日が平成29年8月1日以降の建築物に適用されます。

なお、平成29年7月31日までに受付された建築物は従前のとおりです。

3 申請書類

中間検査申請書の添付書類は以下のとおりです。

- (1) 申請書
- (2) 確認に要した図書及び書類
- (3) 屋根の小屋組等の工事終了時の写真（法第7条の5の適用を受ける場合に限り）
- (4) 軽微な変更内容を記載した書類
- (5) 委任状

添付を求める
書類

- (6) 筋かい等の耐力壁の位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
- (7) 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書
- (8) 建築基準法施行令第46条第4項に規定する基準に基づき算定した書類 ※

※規則では令第46条第4項の適用を受けるものを対象としていますが、枠組壁工法についても中間検査の対象建築物であることから、平成13年国土交通省告示第1540号第5第五号に規定する基準に基づき算定した書類により確認をお願いします。

確認申請書に上記(6)、(7)、(8)の図書等を添付した場合は、中間検査申請時にこれらの図書を改めて添付いただく必要はありません。(できる限り、建築確認申請時に添付をいただき、施工時の手戻りがないようにご協力下さい。)

4 留意事項

・建築基準法施行規則第4条の8第1項に基づき定める添付図書であり、建築基準法施行規則第4条の11の2において準用されるため、指定確認検査機関に提出する場合も添付が必要になります。

滋賀県特定行政庁連絡会議（事務局 滋賀県土木交通部建築課建築指導室）

連絡先 Tel 077-528-4258 Fax 077-528-4912

県内特定行政庁 大津市・草津市・守山市・近江八幡市・彦根市・長浜市・東近江市